

- りをしながら交流を深めることによる地域の活性化及び観光振興等につながるものであり、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。
  - イ 本件事業の施行により失われる利益について  
本件起業地はすべて国立公園内に存在するため、本事業計画は、環境保全に十分配慮したものとなっている。また、本件事業に係る起業地の範囲には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。  
よって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。
  - ウ 比較衡量  
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
  - (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
    - ア 申請事業を早期に施行する必要性  
起業地には一心行の大桜の開花時期を中心に20万人を越す観光客が訪れており、桜の保護に支障をきたしているため、できるだけ早期に本件事業を施行し、桜の保護を図ったうえで、その活用も図る必要があると認められる。
    - イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性  
本件事業の起業地は、事業計画でも述べられているとおり事業の施行に必要な最小限の面積にとどめられている。さらに、起業地の範囲及び起業地に存する物件には、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。
    - ウ ア及びイにより、本件事業は、土地等を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
  - (5) 結論  
(1) から (4) で述べたとおり、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。  
以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 白水村役場企画観光課

熊本県告示第829号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る町の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨八代市長から届出があった。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する町
八代市建馬町参号6に隣接する道路に隣接する無番地地先並びに建馬町式号49の1、49の2、47の2、48、47の3、47の4、47の5、47の6、61、62、63、64、46、45、43、18に隣接する道路に隣接する無番地地先並びに建馬町式号14の1、14の2、13、12に隣接する道路に隣接する無番地地先並びに建馬町壱号16、17、18、19、20、21に隣接する無番地地先並びに建馬町壱号25の3、25の1、25の5、40の2、42の2、44の2、44の1、45、50、51、49に隣接する水路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 6,183.50平方メートル	八 代 市 建 馬 町

熊本県告示第830号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を設定し、及び変更する旨松橋町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の設定及び変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子